

事業概要

令和3年度

川崎市動物愛護センター

目 次

第1章 総説

1 沿革	1
2 根拠法令・関係法令	2
(1)根拠法令	
(2)関係法令	
(3)告示・要綱等	
3 組織構成及び人員	5
(1)組織構成	
(2)職員の配置状況	
(3)業務委託契約	
4 管轄区域	5
5 施設の概要	5
(1)所在地	
(2)敷地面積	
(3)建築構造	
(4)建築面積	
(5)建築延べ面積	
(6)主な施設	
6 建物配置図及び平面図	7
(1)建物配置図	
(2)建物平面図	
7 事業予算及び手数料	8
(1)事業予算	
(2)手数料	

第2章 事業

1 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業	9
(1)動物愛護の普及	
①いのち・MIRAI 教室(動物愛護教室)	
②サマースクール	
③いのちの教育に係る意見交換会	
④施設見学等	
⑤施設貸出し	
⑥かわさき犬・猫愛護ボランティア	
⑦動物慰霊祭	

⑧動物愛護フェアかわさき 2019	
(2)動物の適正飼養推進	
①犬猫等の適正飼養講座	
②動物に関する苦情	
③動物に関する相談・問い合わせ	
④返還時の飼い主指導	
⑤川崎市動物愛護センターの運営に係る懇談会	
2 動物の収容・保護・管理事業	16
(1)犬の捕獲・収容・返還	
(2)犬猫等の引取り	
(3)負傷動物の保護	
(4)収容動物の飼養管理	
(5)犬猫等の殺処分	
(6)犬猫等の譲渡	
(7)犬の登録と狂犬病予防注射	
(8)マイクロチップの推進	
(9)繁殖制限	
(10)動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業	
(11)咬傷事故への対応	
3 特定動物に係わる事業	24
4 鳥獣保護管理法関係事業	25
(1)鳥獣捕獲許可等事務	
(2)有害動物捕獲支援	
(3)アライグマ防除実施計画	
5 動物由来感染症対策	25
(1)収容動物の検査等	
(2)高病原性鳥インフルエンザ	
資料(わんわんレポート)	26
案内図	32

第 1 章 総説

1 沿 革

川崎市動物愛護センター（以下年表、会議名等を除き「センター」という。）は、昭和48年11月施行の動物愛護を基本理念とした、「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」の実践的な推進施設として、昭和49年4月、川崎市飼い犬管理センター条例の制定に伴い、それまでの川崎市畜犬管理事務所を川崎市飼い犬管理センターと改称し、新たに発足しました。

センターは、本市の動物愛護行政において、犬、猫等の譲渡、収容動物の健康管理、動物愛護思想の普及啓発の場として市民サービスを実施してきました。さらに、動物由来感染症などの動物と人の間で懸念される公衆衛生上の調査研究の拠点となるよう事業を展開してきました。

建設から40年余りが経過し、施設の老朽化や狭あい化から、「動物愛護と適正な取扱いに関する普及啓発の拠点施設」として期待される役割を十分に発揮できる状況ではなくなってきたことから、平成27年2月に「川崎市動物愛護センター整備基本計画」を定め、本計画に基づき、設計等の整備を進め、平成31年2月12日、中原区上平間に移転開所しました。

昭和25年	8月	「狂犬病予防法」制定
昭和26年	11月	川崎市立犬抑留所開設
昭和33年	12月	「神奈川県飼い犬取締り条例」施行
昭和44年	5月	「神奈川県飼い犬取締り条例」廃止、「神奈川県犬による危害防止条例」施行
昭和46年	10月	「川崎市犬抑留所」を「川崎市畜犬管理事務所」と改称
昭和48年	10月	「動物の保護及び管理に関する法律」制定
昭和48年	11月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」（わんわん条例）を施行し、動物愛護精神を基本理念とした新しい観点から、犬対策等の転換を図る。
昭和49年	4月	「川崎市飼い犬管理センター条例」施行 「川崎市畜犬管理事務所」を「川崎市飼い犬管理センター」と改称
昭和49年	9月	「川崎市飼い犬管理センター」完工式
昭和55年	7月	「川崎市動物管理センター条例」一部改正 「川崎市飼い犬管理センター」を「川崎市動物管理センター」に改称
平成 9年	4月	「川崎市動物愛護センター条例」一部改正
平成 9年	4月	「川崎市動物管理センター」を「川崎市動物愛護センター」に改称
平成12年	4月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」廃止、 「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」施行
平成13年	4月	「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正
平成14年	5月	「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」施行
平成17年	8月	「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」策定
平成18年	6月	「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正に伴い、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正
平成20年	4月	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に関する業務が移管

平成25年	3月	「動物愛護センター懇談会報告書」とりまとめ
平成25年	9月	「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正に伴い、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」、「川崎市動物愛護センター条例」一部改正
平成26年	3月	「川崎市における動物行政の方向性と動物愛護センターのあり方」策定
平成26年	5月	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」一部改正
平成26年	10月	「川崎市動物愛護センター整備における基本方針」を策定
平成27年	2月	「川崎市動物愛護センター整備基本計画」を策定
平成30年	5月	移転後施設の愛称案の公募実施
平成30年	10月	愛称が「ANIMAMALL かわさき」に決定
平成30年	12月	「川崎市動物愛護センター条例」改正
平成31年	2月	「川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき」移転開所
令和 元年	6月	「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正に伴い、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」、「川崎市動物愛護センター条例」一部改正
令和 2年	3月	新型コロナウイルス感染症の影響により、定例譲渡会の休止
令和 2年	7月	完全予約制、個別対応により譲渡相談を再開
令和 3年	12月	「子猫飼養管理支援ボランティア実施要綱」制定

2 根拠法令・関係法令

(1) 根拠法令

狂犬病予防法（昭和25年8月26日 法律第247号）

狂犬病予防法施行令（昭和28年8月31日 政令第236号）

狂犬病予防法施行規則（昭和25年9月22日 省令第52号）

川崎市狂犬病予防法施行細則（昭和25年11月1日 規則第33号）

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日 法律第105号）

動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年4月7日 政令第107号）

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年1月20日 省令第1号）

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年3月24日 条例第21号）

（以下「市条例」という。）

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成12年3月31日 規則第45号）

川崎市動物愛護センター条例（昭和49年3月30日 条例第13号）

（以下「センター条例」という。）

川崎市動物愛護センター条例施行規則（昭和49年4月1日 規則第40号）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日 法律第114号）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日 法律第88号）

(2) 関係法令

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年6月18日
法律第83号）
遺失物法（平成18年6月15日 法律第73号）
家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日 法律166号）
獣医師法（昭和24年6月1日 法律第186号）
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年6月2日
法律第78号）

(3) 告示・要綱等

ア 環境省関係

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針
家庭動物等の飼養及び保管に関する基準
展示動物の飼養及び保管に関する基準
犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について
動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について
特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目
特定動物の飼養又は保管の方法の細目
実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
動物の殺処分方法に関する指針
第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目
第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

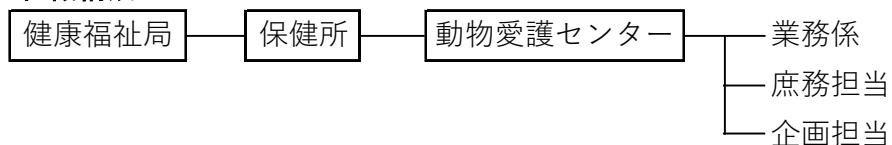
イ 川崎市関係

犬の登録申請及び狂犬病予防注射手数料等減免要綱
動物愛護管理に関する業務取扱要領
かわさき犬・猫愛護ボランティア設置要綱
川崎市動物愛護センター業務支援ボランティア審査要領
成犬飼養管理支援ボランティア実施要領
成猫飼養管理支援ボランティア実施要領
子猫飼養管理支援ボランティア実施要綱
譲渡会運営支援ボランティア実施要領
いのち・MIRAI教室等支援ボランティア実施要領
啓発物作成ボランティア実施要領
植栽等清掃支援ボランティア実施要領
川崎市動物の譲渡実施要綱
動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業要綱
電子標識機器（マイクロチップ）による所有者明示措置推進要綱
動物の引取り実施要領
動物の引渡し等に関する実費徴収要綱
動物の返還等に関する実費徴収要綱

川崎市猫の適正飼養ガイドライン
川崎市地域猫活動支援要綱
川崎市地域猫の不妊手術実施要領
川崎市動物愛護関連事業への寄附に関する事務取扱要綱
川崎市ふるさと納税に関する事務取扱要綱
川崎市動物愛護センター市民活動コーナー設置運営要綱
狂犬病予防及び動物愛護関係事業広告掲載要領
川崎市動物愛護センター諸室ネーミングライツパートナー募集要項
災害時の動物救援活動に関する協定書
動物の診療等に係る技術的支援等に関する協定書
有害動物捕獲支援要綱
川崎市有害鳥獣捕獲のための捕獲許可事務取扱要領
川崎市鳥獣の飼養登録更新等許可事務取扱要領
川崎市傷病鳥獣保護のための捕獲許可事務取扱要領
川崎市学術研究のための捕獲許可事務取扱要領

3 組織構成及び人員

(1) 組織構成



(2) 職員の配置状況（令和3年4月1日付け）

	総数	事務	獣医師	用務員	会計年度 任用職員
総数	20	2	12	2	4
所長	1	-	1	-	-
業務係	13	-	8	1	4
庶務担当	3	2	-	1	-
企画担当	3	-	3	-	-

(3) 業務委託契約

- ア 川崎市動物愛護センター飼養管理等業務委託
- イ 保護収容動物運搬等業務委託
- ウ 有害鳥獣捕獲等業務委託
- エ 動物愛護センター施設維持管理業務委託

4 管轄区域



5 施設の概要

- (1) 所在地 川崎市中原区上平間1700番地8
- (2) 敷地面積 2,500㎡
- (3) 建築構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3階建て
- (4) 建築面積 895.93㎡
- (5) 建築延べ面積 2,308㎡

(6) 主な施設

ア 事務管理エリア

事務室

92.82m²

イ 動物エリア

(7) 1階

検疫室

8.93m²

シャンプー室

9.08m²

野良猫手術室

21.68m²

感染症対策室（猫）

18.24m²

感染症対策室（犬）

30.13m²

鑑定室

19.65m²

検診室

30.45m²

NITTOKU適正飼育啓発室

74.18m²

(イ) 2階

収容室（犬）1～20

144.52m²

譲渡適性判断室

35.53m²

飼料調整室（犬）

8.60m²

負傷動物収容室

19.11m²

手術室

25.14m²

診察コーナー

10.55m²

レントゲン室

6.91m²

検査室

17.63m²

行動観察室（犬）

11.58m²

学習コーナー

68.18m²

トリミング室

9.35m²

(ロ) 3階

飼料庫

22.76m²

飼料調整室（猫、その他動物）

8.60m²

子猫室1～5

70.61m²

負傷猫収容室

13.87m²

動物舎（鳥類等）

14.71m²

動物舎（その他哺乳類）

12.87m²

譲渡猫室

44.08m²

行動観察室（猫）

11.59m²

ぺぴいにゃんmeetsルーム

21.88m²

市民協働室1・2

41.38m²

ヒルズ研修室

132.53m²

ウ その他

災害用備蓄倉庫1～4

69.00m²

事務所用倉庫

16.54m²

トイレ（各階男女及び1階多目的）

76.16m²

授乳室

3.55m²

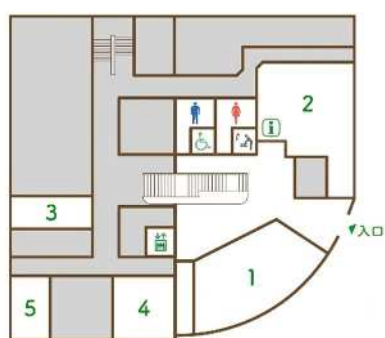


6 建物配置図及び平面図

(1) 建物配置図

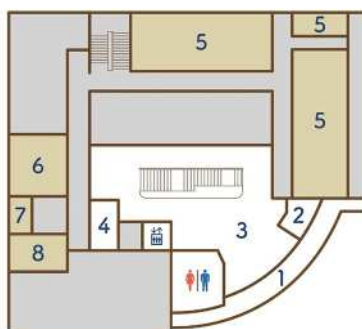


(2) 建物平面図



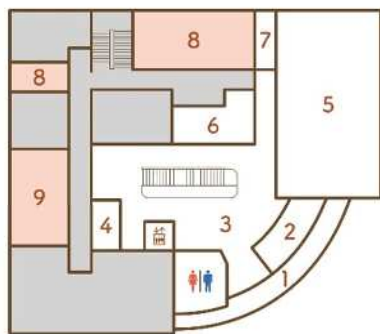
1F

1. NITTOKU 適正飼育啓発室
2. 事務室
3. 野良猫手術室
4. 検診室
5. 鑑定室



2F

1. バルコニー
2. トリミング室
3. 学習コーナー
4. 行動観察室(犬)
5. 犬舎
6. 手術室
7. レントゲン室
8. 検査室



3F

1. バルコニー
2. ペイイにゃんmeetsルーム
3. 市民の憩いと集いのエリア
4. 行動観察室(猫)
5. ヒルズ研修室
6. 市民協働室 1
7. 市民協働室 2
8. 子猫室
9. 譲渡猫室

7 事業予算及び手数料

(1) 事業予算

令和3年度予算(千円)

科目	使用料	手数料	諸収入	
歳入	538	3	2,578	
		県支出金	寄附金	合計
		1,399		4,518
科目	運営事業費	飼養登録事業費	合計	
歳出	107,678	344	108,022	

令和2年度決算(千円)

科目	使用料	手数料	諸収入	
歳入	538	219	1,016	
		県支出金	寄附金	合計
		1,170	32,293	35,236
科目	運営事業費	飼養登録事業費	合計	
歳出	100,830	342	101,172	

(2) 手数料及び諸収入 (一部抜粋)

① 狂犬病予防業務手数料

犬の登録申請	1頭につき	3,000円
狂犬病予防注射	1頭につき	2,950円
狂犬病予防注射済票交付	1頭につき	550円

② 管理手数料

引取り手数料生後91日以上	1頭につき	4,000円
引取り手数料生後91日未満	1頭につき	1,000円
動物取扱責任者研修受講手数料	1人につき	1,000円

③ その他

返還手数料	1頭につき	3,000円
飼養管理費	1日1頭につき	1,000円
マイクロチップ挿入実費	1頭につき	2,000円

第 2 章 事業

1 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業

(1) 動物愛護の普及

人と動物が共生する社会環境を目指すためには、市民が動物の習性を正しく理解するとともに、優しさを持って適正に飼養することが必要です。人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けて、学校、地域、家庭等において、普及啓発を実施しています。

ア いのち・MIRAI 教室（動物愛護教室）

小学校や中学校を対象に、命の大切さを学ぶことにより、動物愛護精神を高めるとともに、動物との正しい接し方やその生態を理解することで、動物と共生できる社会づくりを目指します。

いのち・MIRAI 教室には、センター職員が小学校等を訪問し、動物の習性や気持ちの表し方等について説明を行う訪問型教室と、児童がセンターに来所して、施設見学等を行う来所型教室の2種類があります。教室の内容は、学年ごとに異なり、「動物の気持ち」や「動物と人との関わり方」等をテーマとして、さまざま授業を行っています。

なお、平成26年度からは、動物の福祉に配慮して、動物に触れないプロジェクトに変更し、いのちの教育プログラムを本格実施しています。また、平成27年度から「ひと・どうぶつ MIRAI プロジェクト」を開始し、動物の気持ちになって考えることや、小さな命を大切にするためにはどのようにすればよいかを話し合ってもらうことに重点を置いています。

令和3年度は、小学校等施設49クラスで実施し、延べ1456名の参加がありました。

○いのち・MIRAI 教室（平成24年度から令和3年度まで）

年度	平成24			25			26			27			28		
施設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等	3	3	228	4	4	143	9	30	913	-	-	-	-	-	-
小学校	30	86	2,594	24	84	2,548	-	-	-	6	22	626	8	23	340
中学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	144
老人福祉施設	2	2	58	1	1	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-
こども文化センター わくわくプラザ	9	9	280	2	2	54	-	-	-	-	-	-	1	1	78
総数	44	100	3,160	31	91	2,760	9	30	913	6	22	626	10	28	562

年度	29			30			令和元			2			3		
施設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
小学校	11	37	1,111	9	26	775	9	37	1,107	17	53	1,618	6	25	763
中学校	-	-	-	1	1	31	1	1	30	2	6	203	1	1	27
こども文化センター わくわくプラザ	-	-	-	1	1	38	2	2	121	2	2	31	22	22	656
その他	-	-	-	-	-	-	3	7	81	-	-	-	1	1	10
総数	11	37	1,111	11	28	844	15	47	1,339	21	61	1,852	30	49	1,456

イ サマースクール

夏休み期間中の小学生を対象に、センターの業務や獣医師の仕事について勉強するサマースクールを開催しています。主にセンター見学や動物収容の疑似体験等を通して、動物を飼うことの大変さや命の大切さを学んでもらうとともに、なぜセンターに動物がいるのかということを知り、最期まで飼う責任について考えます。

(7) 高学年向けプログラム「お仕事やってみよう！」

前半の部では、子猫の収容の流れを動画で学ぶなどの活動を通じて命を守る仕事について知り、適正飼養に関する知識を学びます。

後半の部では、動物愛護センターを見学し、犬舎内に入って、センターでの動物たちの暮らしを疑似体験し、またマイクロチップリーダーを使用し収容動物の受け入れを体験します。

令和3年度は、4回実施し、26名が参加しました。

(4) 低学年向けプログラム「いのちを学ぼう&バックヤードツアー」

前半の部では、センターに収容される動物の種類や収容される理由について学びます。また、収容動物の写真や動画を見ながら動物の気持ちについて学びます。

後半の部では、センターの見学をしたり、譲渡対象の成猫のプロフィールを作成したりして、動物の様子を観察し、動物にも個性があることを体感してもらいます。

令和3年度は、4回実施し、22名が参加しました。

ウ いのちの教育に係る意見交換会

平成27年度から動物を通じて子どもたちに命の大切さや他者への思いやり等を伝え、想像力や共感力の醸成や豊かなこころを涵養する「いのちの教育」について、学識経験者、ボランティア、庁内関係部署の職員で構成される意見交換会を設置しています。

エ 施設見学等

センターの役割や業務を正しく理解してもらうことや、より広く動物愛護の普及啓発を図るため、広く一般に公開しています。

(7) バックヤードツアー

普段は職員しか立入ることのできない、子猫室などのバックヤードの様子を職員の案内によりご覧いただいています。日常の飼養管理などの一端に対する説明付きの見学を通じて、センターに対する理解を深めていただけるよう努めています。

令和3年度は、70回、123名の参加がありました。

(4) その他の見学等

市民の方はもとより、市外からの見学、実習依頼も多く寄せられます。小学校、中学校の自由研究・職場体験や高校、大学の論文のためなど理由はさまざまです。報道機関等からの取材も含めて、令和3年度は、24回、127名の来所がありました。

オ 施設貸出し

市内における市民活動を促進し、併せて動物愛護の気風を高めるため、センター内の市民協働室1、市民協働室2及びヒルズ研修室を「市民活動コーナー」として、市内でボランティア活動等、市民活動や公益性のある活動を主たる目的として活動する団体に登録していただいた上で、無料で貸し出しています。

令和3年度末現在、6団体が登録しており、令和3年度は45件の利用がありました。

カ ボランティア活動

センターでは、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「市条例」という。）第18条により規定される「かわさき犬・猫愛護ボランティア」の募集や支援等に関する庶務を行っています。

令和3年度は、令和3年11月に登録を行った第12期のメンバー167名が活動されています。

また、「かわさき犬・猫愛護ボランティア設置要綱」第6条に規定されるセンター業務支援や運営協力について、以下の業務に関して、要領（平成30年6月制定）に基づき、共通基礎研修を修了し、審査を通過したボランティアの皆様は、御支援、御協力いただいています。

成犬飼養管理支援ボランティア	5名	
成猫飼養管理支援ボランティア	8名	
譲渡会運営支援ボランティア	12名	
いのち・MIRAI教室等支援ボランティア	9名	
啓発物作成ボランティア	6名	
植栽等清掃支援ボランティア	1名	合計41名

○子猫飼養管理支援ボランティアの見直し

令和3年12月に子猫飼養管理支援ボランティア実施要綱を制定・施行しました。

また、それに伴い、子猫飼養管理支援ボランティア実施要領を廃止しました。

（新）要綱では、ボランティアの募集対象を広げ、子猫飼養管理支援ボランティアの担い手を増やすことを目指しています。

（旧）実施要領と（新）実施要綱の違い

主な変更点	（旧）実施要領	（新）実施要綱
登録条件	かわさき犬猫愛護ボランティアに登録している方に限る（川崎市在住者のみ）	川崎市近郊（東京都・横浜市も含む）に住んでいる18歳以上の方
募集時期	2年に1度	随時
依頼する支援内容	離乳前の子猫の哺乳と排せつ補助	離乳前～3か月未満の子猫の哺乳・排せつ補助・社会化など

令和3年12月には、（新）要綱に基づき、子猫飼養管理支援ボランティアの新規募集を行いました。以前から御尽力いただいていた継続登録の方々に加え、新たに3名の方に新規登録いただき、子猫飼養管理支援ボランティアは総勢10名となりました。

キ 動物愛護フェアかわさき

毎年９月２０日から２６日までは、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）に基づく「動物愛護週間」です。この期間中は、全国的に動物愛護事業が行われています。川崎市においても、例年、「動物愛護フェア」を実施し、動物愛護に関する普及啓発や譲渡会等を行っていますが、令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を中止しました。

ク 動物慰霊祭

例年、動物愛護週間中に、センターに収容され、死亡したり殺処分されることとなった動物たちと、川崎市健康安全研究所で試験検査に供された動物たちの霊を供養するため、公益社団法人 川崎市獣医師会（以下「獣医師会」という。）、愛護団体、かわさき犬・猫愛護ボランティア、各区役所地域みまもり支援センター衛生課（以下「各区衛生課」という。）等の関係職員や市民が参列し、動物慰霊祭を執り行っています。

令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、動物慰霊祭の式典は動物愛護センター関係職員のみで執り行い、式典後にNITTOKU適正飼育啓発室に祭壇を設置し、来館者の方々に手を合わせていただきました。

(2) 動物の適正飼養推進

飼い主等が責任を持って動物を適正に飼養できるように、返還、譲渡等様々な機会を通じて普及啓発を行っています。

ア 犬猫等の適正飼養講座

犬猫等の譲渡を希望する方を対象に、動物との共生について学び、模範的な飼い主となることを目的として譲渡に際して講習会を実施しています。また、現在犬や猫を飼っている、または、これから飼いたいと思っている市民を対象に、習性や適正な飼い方を理解し、動物愛護の気風を高めることを目的とした、犬や猫と楽しく暮らすための適正飼養講座を開催しています。

令和３年度 犬猫等の適正飼養講座等実施状況

種 類	回数	参加数	内 容
譲渡講習会	141	277	動物に係わる法律、動物を飼うための責任、動物由来感染症等及び犬猫等の性格・健康状況・適正飼養・しつけ方等

イ 動物に関する苦情

動物による危害の防止、生活環境の保全のため、市民等からの苦情に対しては迅速に対応しています。特に、犬の捕獲に関しては、市民の安全のために夜間などの時間外でも緊急的な対応を必要とします。また、負傷動物の保護、収容についても各区衛生課と連携しながら、迅速に対応するとともに、閉庁時間には、獣医師会や警察機関等と協力しながら対応しています。

令和３年度のセンターへの苦情相談件数は９３４件（犬に関する苦情等が６２件、猫に

令和３年度のセンターへの苦情相談件数は９３４件（犬に関する苦情等が６２件、猫に関する苦情等が４６１件、その他の苦情等が４１１件）でした。

○犬に関する苦情・相談

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外
苦情対応件数	62	8	8	6	3	12	5	9	11
苦情・相談内容総数	72	10	10	6	5	13	5	11	12
登録	1	-	1	-	-	-	-	-	-
注射	-	-	-	-	-	-	-	-	-
捕獲依頼	5	-	1	2	1	-	-	1	-
放し飼い	2	-	-	1	-	-	-	1	-
餌やり	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鳴き声	4	1	1	-	-	1	-	1	-
糞尿	1	-	-	-	-	-	-	-	1
管理方法相談	8	1	2	-	-	1	2	1	1
引取り相談（所有者）	19	3	5	2	2	2	1	1	3
引取り相談（所有者不明）	4	-	-	-	-	3	-	1	-
負傷動物収容依頼	1	1	-	-	-	-	-	-	-
虐待疑い	9	3	-	-	2	1	-	2	1
遺棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-
多頭飼育関係（再掲）	1	-	-	1	-	-	-	-	-
その他	17	1	-	-	-	5	2	3	6

○猫に関する苦情・相談

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外
苦情対応件数	461	123	90	89	66	36	21	13	23
苦情・相談内容総数	517	144	99	103	69	41	22	14	25
捕獲依頼	20	4	7	3	2	2	2	-	-
放し飼い	2	-	1	-	-	1	-	-	-
餌やり	17	6	4	3	-	1	1	1	1
鳴き声	2	-	1	-	1	-	-	-	-
糞尿	11	4	4	1	1	-	-	-	1
管理方法相談	38	10	7	4	7	4	4	-	2
引取り相談（所有者）	57	13	16	8	5	5	5	3	2
引取り相談（所有者不明）	170	50	24	37	30	16	3	5	5
負傷動物収容依頼	111	37	19	27	13	6	4	3	2
虐待疑い	14	7	3	2	1	-	-	-	1
遺棄	4	1	1	-	-	1	1	-	-
不妊去勢補助金	3	-	-	2	1	-	-	-	-
地域猫活動	19	2	4	8	1	2	-	1	1
多頭飼育関係（再掲）	1	1	-	-	-	-	-	-	-
その他	48	9	8	8	7	3	2	1	10

○その他の動物に関する苦情・相談

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外
苦情対応件数	411	77	33	65	73	49	37	64	13
苦情・相談内容総数	434	81	34	67	75	53	42	69	13
捕獲依頼	258	47	19	34	50	34	30	40	4
放し飼い	-	-	-	-	-	-	-	-	-
餌やり	4	1	-	1	1	-	-	1	-
鳴き声	3	-	1	-	-	-	-	2	-
糞尿	21	1	4	3	3	3	2	5	-
管理方法相談	1	-	-	-	-	1	-	-	-
引取り相談（所有者）	6	2	-	-	3	-	-	1	-
引取り相談（所有者不明）	6	1	-	2	1	-	1	1	-
負傷動物収容依頼	23	5	2	4	1	1	3	3	4
虐待疑い	2	-	-	1	-	-	-	-	1
遺棄	3	1	-	-	-	-	-	2	-
多頭飼育関係（再掲）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥インフルエンザ	1	-	-	1	-	-	-	-	-
その他	106	23	8	21	16	14	6	14	4

ウ 動物の逸走・保護に関する問合せ

飼い主からの逸走動物の問い合わせに対しては、動物の特徴や逸走日時、逸走場所等詳細に聞き取りを行い、逸走動物情報として記録するとともに、他自治体や警察署などへ届け出るよう案内しています。さらに、センターのホームページの収容動物情報には、写真や特徴等を掲載し、常に情報を確認できるようにするとともに、事務所に写真付きの収容動物情報ファイルを備え、問い合わせに対して、迅速、的確に対応しています。併せて、飼い主には、逸走動物が見つからない場合には、週に一回程度、センターに問い合わせてもらいように伝え、収容動物が飼い主に正確に返還できるように慎重にチェックしています。なお、動物を保護したという届け出に関しては、保護動物情報として記録して、警察署等への届け出を案内するとともに、逸走動物情報との照合を丁寧に行い、動物が飼い主の元に戻ることができるよう努めています。

令和3年度の届け出件数は382件（逸走動物届出293件、保護動物届出89件）でした。

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
逸走動物登録件数	293	22	27	27	21	29	25	31	27	20	14	23	27
保護者登録件数	89	8	11	11	7	11	5	12	5	6	2	6	5

エ 返還時の飼い主指導

収容される動物の大部分が迷子札、マイクロチップ等が未装着です。また、犬に関しては、その多くが狂犬病予防法に基づく犬の鑑札や狂犬病予防注射済票（以下「済票」という。）が未装着の状態で収容されます。このため、飼い主が判明したときには、動物愛護管理法に基づく所有明示措置や狂犬病予防法に基づく鑑札や済票の装着義務について指導しています。また、希望する飼い主には返還時にマイクロチップ（有料）を挿入しています。

収容される犬猫の飼い主は、「いつもは帰ってくる」という認識であることが少なくないため、普段の飼養管理方法に関しても指導しています。また、複数回センターに収容された動物の飼い主に対しては、逸走防止対策等について各区衛生課と協力して現地指導をしています。

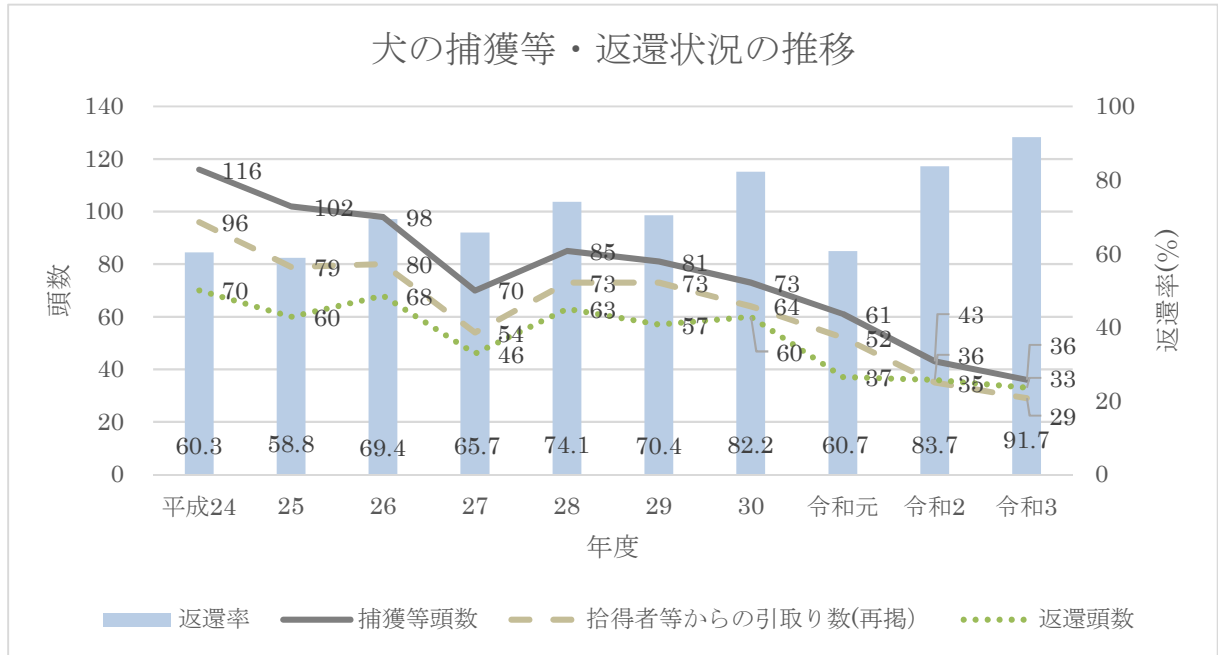
オ 動物愛護センター運営懇談会

平成29年度からセンターの運営強化や市民協働の活性化等を目指すため、学識経験者、ボランティア、庁内関係部署職員から構成される懇談会を設置しています。

2 動物の収容・保護・管理事業

(1) 犬の捕獲・収容・返還

狂犬病予防法、動物愛護管理法、市条例、センター条例に基づき、危害防止及び動物愛護のため、犬の捕獲、拾得者等からの引取り、負傷した犬の保護を実施しています。咬傷事故を未然に防ぐため、放浪犬の通報があった場合には、各区衛生課と連携し、迅速に捕獲しています。



※捕獲等頭数は、捕獲、拾得者等からの引取り、及び負傷等による保護の合計

収容犬の返還日数

センターで動物の収容があった場合には、市ホームページやセンター敷地内にて一定期間、収容動物情報を公示し、飼い主が迷子の動物を探すための期間を設けています。

飼い主住所		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外
捕獲等頭数		36	7	6	5	3	7	3	5	
返還日	総数	33	7	4	5	-	7	3	4	3
	公示当日	13	3	3	2	-	2	1	1	1
	2日目	12	3	1	1	-	5	1	-	1
	3日目	4	1	-	-	-	-	-	3	-
	4日目	2	-	-	-	-	-	1	-	1
	5日目以上	2	-	-	2	-	-	-	-	-

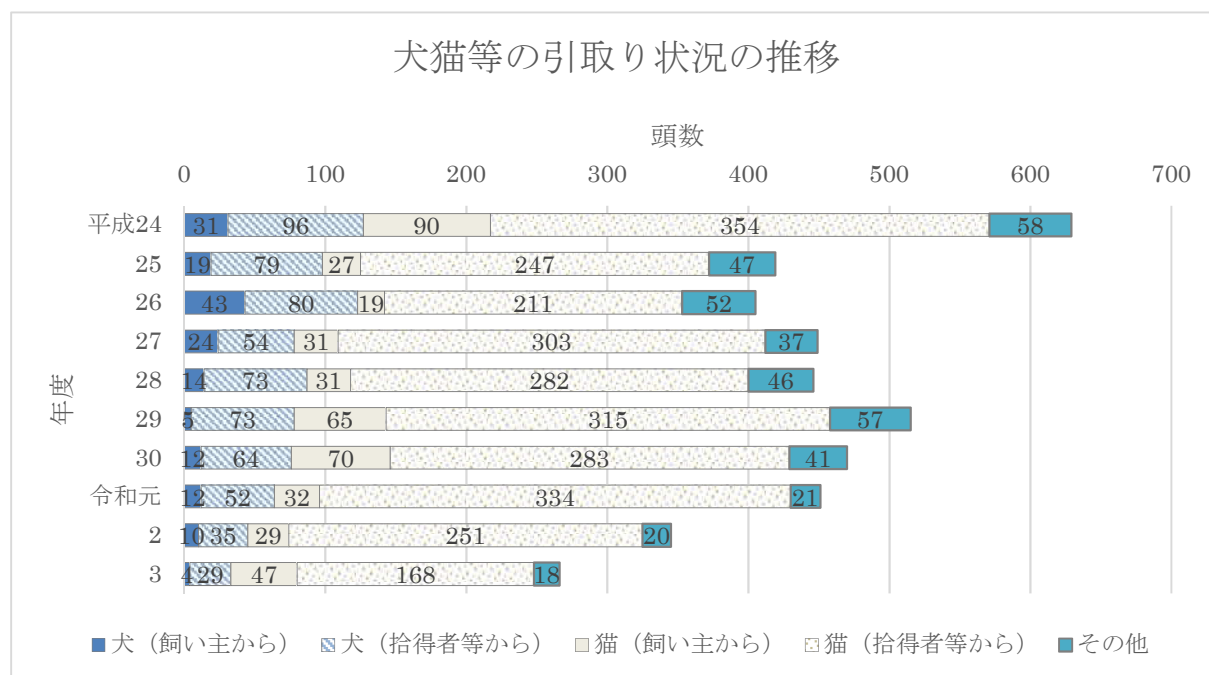
(2) 犬猫等の引取り

平成25年9月に動物愛護管理法が改正され、所有者から動物の引取りを求められた場合には、原則、終生飼養と新たな飼い主を探す努力をするよう指導しています。なお、所有者の死亡、独居高齢者の入院や施設入所等により継続して飼養できない状況で、譲渡先が見つからないなど、やむを得ない理由がある場合に限り、殺処分について十分に説明した上で引取りを行っています。

また、市民から所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求められた場合には、所有者が判明しているにもかかわらず意図的に捕獲または拾得された動物などを引き取ることがないよう十分な聞き取りを実施しています。また、猫に関しては、拾得された猫が自活できると判断した場合には、引取りを実施していません。なお、引取り動物の大部分は離乳前の子猫で、「産み捨てられた子猫」「捨てられていた子猫」等を拾得者から引き取る場合がほとんどです。

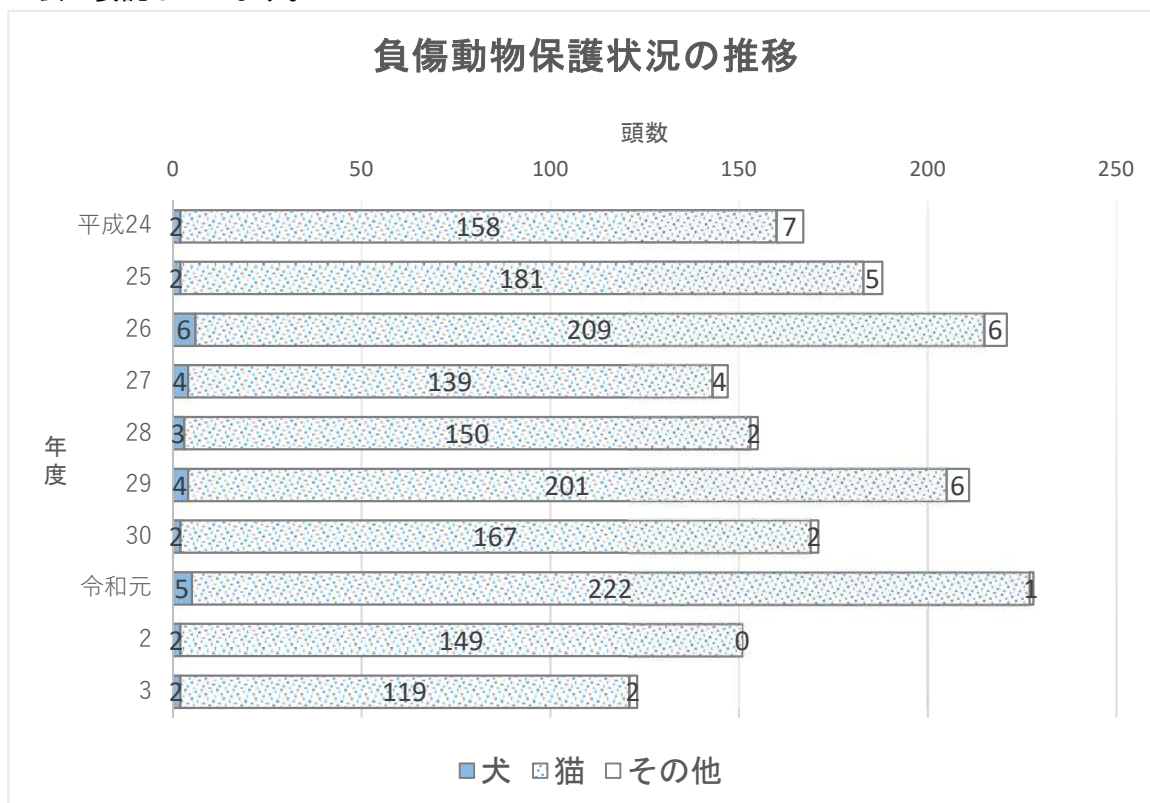
さらに、猫に関しては、繁殖制限を行うことなく屋外で飼養したり、屋外と屋内を自由に行き来できるようにして飼養している飼い主が未だに多いため、多くの子猫が生まれてしまうという現状があります。このため、飼い猫については、屋内飼養に努めることを市条例で規定しています。

令和3年度の引取り動物は266頭で、犬33頭（飼い主から4頭、拾得者等から29頭）、猫215頭（飼い主から47頭、拾得者等から168頭）、その他の動物は18頭でした。



(3) 負傷動物の保護

公園、道路等の公共の場所で負傷していたり、病気にかかって動けなくなっている所有者の判明しない犬猫等の動物について通報があった時には保護・収容し、応急処置などを行っています。また、夜間・休日など閉庁時間中の負傷動物の保護及び治療については、獣医師会に委託しています。



(4) 収容動物の飼養管理

所有者からの引取り動物については、収容後すぐに健康診断等を実施しながら、飼養管理を行います。所有者の判明しない収容動物については、市条例に基づく公示を実施します。同時に広く情報を提供するため、市ホームページに収容動物情報を掲載しています。

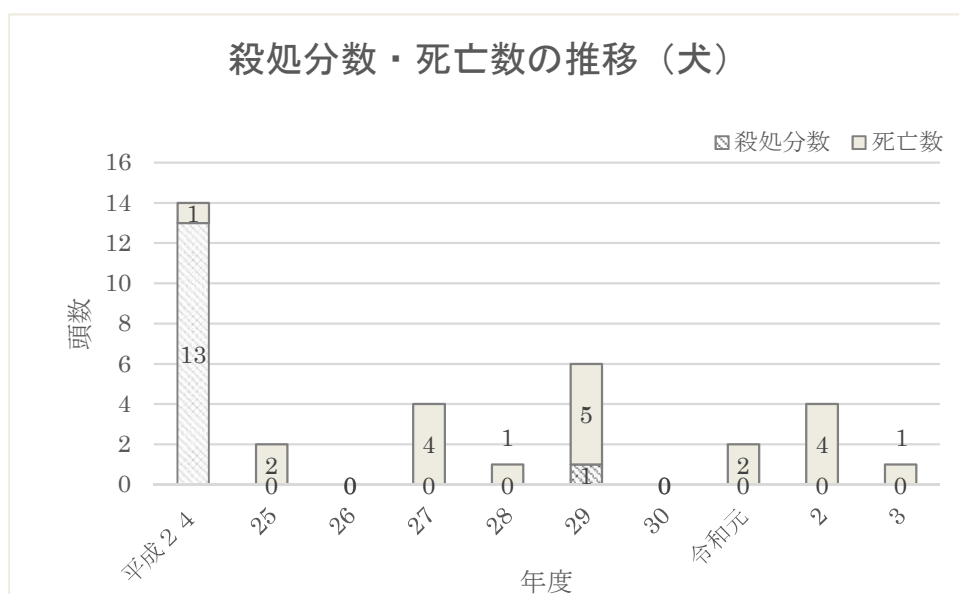
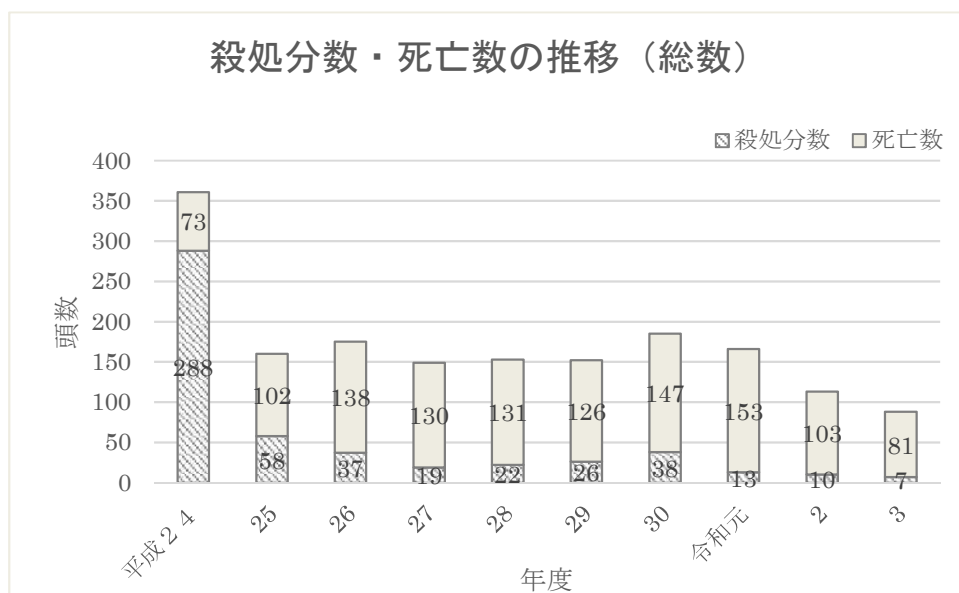
収容動物の受入れでは、写真の撮影、特徴、年齢、迷子札の有無等の確認、マイクロチップの読み取りを実施しています。負傷動物は、交通事故や病気など様々な状態で収容されますが、収容期間中はできる限り治療を実施します。なお、動物同士の感染を防ぐため、収容後すぐに検便（虫卵検査）等を実施し、健康状態を確認します。また、ウイルス性感染症の予防のため、週に1回以上犬舎全体を次亜塩素酸ナトリウム等で消毒します。状況に応じて、熱湯なども使用します。また、収容車については動物の搬送に使用する度に、消毒を行っています。

令和3年 動物収容状況

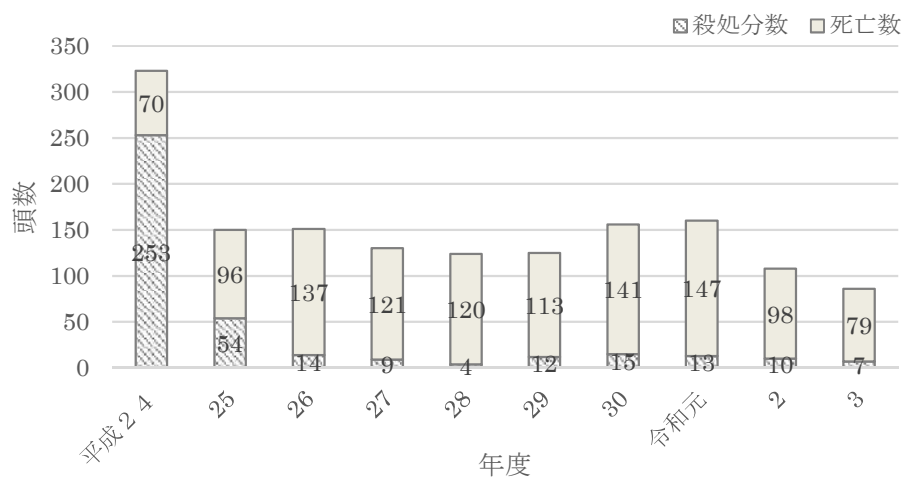
			総数	各区衛生課	センター
総数			394	82	312
所有者からの 引取り	計		52	12	40
	犬	計	4	1	3
		9 1 日以上	4	1	3
		9 1 日未満	-	-	-
	猫	計	47	10	37
		9 1 日以上	47	10	37
		9 1 日未満	-	-	-
	その他の動物		1	1	-
拾得者等からの 引取り（警察含 む）	計		214	37	177
	犬	計	29	1	28
		9 1 日以上	29	1	28
		9 1 日未満	-	-	-
	猫	計	168	36	132
		9 1 日以上	3	1	2
		9 1 日未満	165	35	130
	その他の動物		17	-	17
犬の捕獲	計		5	2	3
	9 1 日以上		5	2	3
	9 1 日未満		-	-	-
負傷動物の保護	計		123	31	92
	犬		2	-	2
	猫		119	31	88
	その他の動物		2	-	2

(5) 犬猫等の殺処分

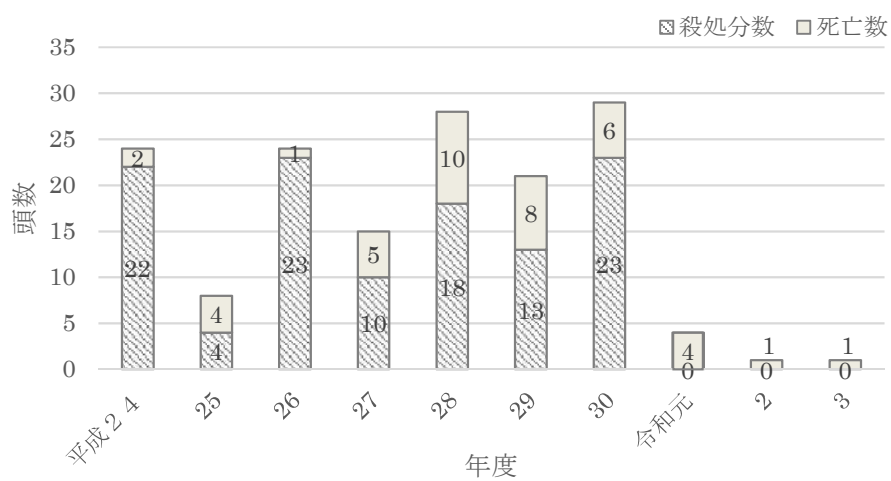
収容期間が満了した動物のうち、譲渡に適さないと判断した動物については、麻酔薬注射により殺処分を実施することがあります。また、飼養管理が困難で著しい苦痛を伴っている負傷動物等については、収容期間内であっても獣医師の判断により殺処分を検討します。



殺処分数・死亡数の推移（猫）



殺処分数・死亡数の推移（その他）



(6) 犬猫等の譲渡

収容期限を過ぎた動物の中から、家庭動物として飼養可能と判断した動物を、個人や新たな飼い主探しを行う登録団体に譲渡しています。また、譲渡をより推進するため、センターの市ホームページに譲渡動物情報を掲載し、随時内容を更新しています。

ア 個人譲渡

譲渡条件について説明し、動物を適正に飼養できる環境が確認しています。動物の習性、しつけ、関係法令等について事前に講習会を実施し、模範的な飼い主となるよう啓発しています。

また、譲渡後の飼養管理状況調査についても積極的に実施し、自宅での飼い方指導も行っています。譲渡後の調査は、終生飼養を推進する上で重要なものと考えています。

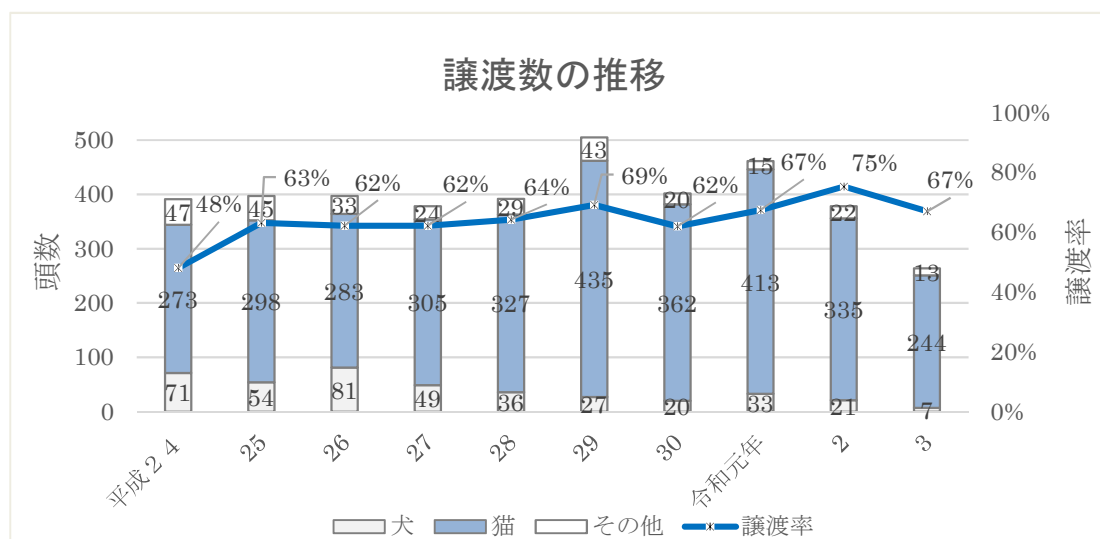
令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、譲渡会を休止し、完全予約制の個別相談で譲渡を行っています。

イ 団体譲渡

団体への譲渡は、その動物の状況を説明した上で、離乳前の子猫や老齢、病気の動物についても譲渡を進めています。対象となる団体は、川崎市の譲渡事業に協力し、川崎市近隣を拠点とする非営利の活動を行う団体で、令和3年度は35団体（個人活動者含む。）が登録されています。

令和3年度 センターにおける譲渡状況

	総数	個人									団体等
		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外	
総数	264	154	9	22	33	11	21	19	8	31	110
犬	7	2	-	-	-	-	-	-	-	2	5
猫	244	146	9	21	33	11	17	19	8	28	98
その他	13	6	-	1	-	-	4	-	-	1	7



※譲渡率＝当該年度に譲渡された動物数/当該年度に収容された動物数（収容後死亡した動物も含む）×100

(7) 犬の登録と狂犬病予防注射

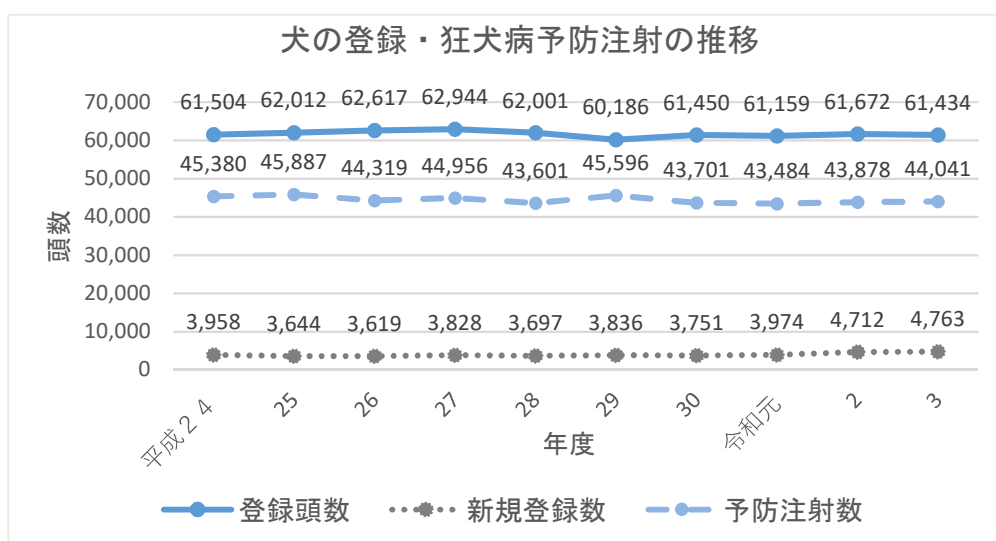
収容犬を返還する際に、狂犬病予防法に基づく登録状況等の確認を行い、未実施の場合は、登録と狂犬病予防注射を実施しています。

令和3年度はセンターにおいて、登録8頭、予防注射13頭に対して、それぞれ実施しました。

令和3年度 センターにおける登録・予防注射実施状況

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	8	1	-	1	-	2	2	2
予防注射実施頭数	13	1	1	2	-	3	2	4

※動物愛護センター内で継続して飼養管理を行っている犬の登録・予防注射は集計に含まない。



令和3年度 各区の登録状況

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数※1	60,466 (4741)	10,215 (801)	6,233 (442)	7,672 (759)	8,704 (607)	10,862 (848)	7,540 (598)	9,240 (686)
予防注射 実施頭数	44,116	6,959	4,527	5,814	6,350	8,048	5,565	6,853
世帯数※2	758,750	123,706	81,022	136,931	115,442	104,246	116,678	80,725

※1 下段は新規登録数

※2 世帯数は、令和4年4月1日時点

(8) マイクロチップの推進

動物愛護管理法に規定される動物の所有明示措置を推進するため、電子標識機器（マイクロチップ）による所有者明示措置推進要綱に基づき、収容動物を返還する際に、飼い主が希望した場合には、マイクロチップ挿入を実施しています。また、個人譲渡の際は、犬・猫については全頭にマイクロチップ挿入を実施しています。令和3年度は、犬2件、猫151件のマイクロチップ挿入申し込みがあり、飼い主に挿入場所を説明した上で実施しました。

(9) 繁殖制限

センターに収容される動物の大部分が繁殖制限を実施していないために増えてしまった子猫です。センターから収容動物を譲渡する場合には、新たな飼い主となる方に必ず不妊去勢手術を実施することを誓約していただきますが、センターでも状況に応じて不妊去勢手術を実施しています。特に、健康状態に問題なく手術可能な月齢になった動物については、積極的に実施しています。令和3年度は、収容動物のうち193頭（犬2頭、猫191頭）の不妊去勢手術を行いました。

(10) 動物の譲渡にかかるコーディネート事業

飼い主のやむを得ない事情で飼養を継続することができなくなった動物の情報をセンターに登録、公開することで、新たな飼養希望者を探す支援をしています。なお、本事業には、市内で飼養管理されている動物であること等の登録条件があり、センターのホームページに掲載するためには、直接センター窓口での申込が必要となります。令和3年度は、新たに31件（犬4頭、猫27頭）の登録があり、そのうち3件（犬1頭、猫2頭）について、譲渡希望者とのコーディネートが成立しました。

(11) 咬傷事故への対応

咬傷事故を起こした飼い主の判明しない犬を収容した場合、保健所支所長の依頼により14日間飼養管理を実施しながら狂犬病罹患の有無について検診し、鑑定を行っています。

なお、飼い主が明らかな場合でも、咬傷犬を適切に飼養管理ができないと判断される場合には、センターに収容されることがあります。検診期間中に当該犬が死亡した場合は、センターで検体を採取し、川崎市健康安全研究所にて精密検査を実施します。

3 特定動物に係わる事業

動物愛護管理法では、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物を特定動物として定めており、飼養又は保管する場合には、動物の種類ごとに定められた基準に合った飼養施設を設けて市長の許可を受けることとなっています。また、幼齢や埋め込みに耐えられる体力を有しない場合などを除き、許可を受けた動物ごとにマイクロチップ等による個体識別措置の実施が義務付けられています。

センターでは、許可申請を受理した場合、基準に適合しているかどうかの確認のため立入検査を実施します。また、既許可施設については、随時立入検査を実施し、許可基準・逸走防止対策・個体識別措置の遵守等について監視指導を行っています。

飼い主等から特定動物の逸走の通報があった場合には、市民の生命等に危害が及ぶことがないよう、各区衛生課や警察と連携し、必要に応じて捕獲等の措置を講じます。

令和3年度 特定動物飼養状況

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
飼養許可数(施設数)		13	3	1	-	4	1	2	2
内訳	サル	2	-	1	-	-	1	-	-
	ワニ	3	1	-	-	1	-	-	1
	カメ	4	1	-	-	1	-	2	-
	ヘビ	3	-	-	-	2	-	-	1
	トカゲ	1	1	-	-	-	-	-	-

4 鳥獣保護管理法関係事業

(1) 鳥獣捕獲許可等事務

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。第9条第1項に基づき、川崎市が権限を有する39種の鳥獣に対する捕獲許可を行っています。

令和3年度は、生活被害防止のための有害鳥獣捕獲許可申請は174件、傷病鳥獣保護のための捕獲許可申請は2件、学術研究のための捕獲許可申請は1件でした。

(2) 有害動物捕獲支援

毎年4月以降は、カラスの営巣による生活被害が多く寄せられます。公園内の樹木や街路樹、電柱などに営巣している場合には、その土地又は建物の管理者に対応していただくこととなります。ただし、カラスの巣立ちビナが地上に落ちて、親カラスによる通行者への攻撃が発生しているなど緊急性が高い場合には、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可を取得した委託業者に現地確認を依頼し、原因である巣立ちビナの捕獲をすることがあります。

有害動物捕獲支援要綱に基づき、人家等に侵入し、騒音やふん害等の生活環境被害を発生させたハクビシン等の捕獲を実施する市民に対し、上記委託業者による捕獲檻の設置や捕獲した対象動物の回収、処分等の支援をしています。

(3) アライグマ防除実施計画

神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物であるアライグマによる生活被害を受けたり、目撃したとの連絡を受けた場合には、捕獲檻の設置について説明し、前項の委託業者が直接現地を確認して設置します。なお、当該業者は神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等の届出をしています。

5 動物由来感染症対策

(1) 収容動物の検査等

人と動物の共通感染症を未然に防止するため、適宜情報発信や検査を実施しています。また、常に健康状態を把握することにより収容動物の適正な管理を推進し、新たな飼い主になる人へ健康な動物を譲渡することができるとともに、収容動物間の感染症を予防することができます。

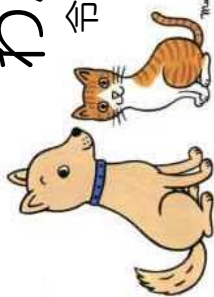
(2) 高病原性鳥インフルエンザ

「鳥インフルエンザ対応（H5N1等）マニュアルー保健衛生部局版ー」（川崎市健康福祉局保健所作成）等に基づき、感染のリスクの高い野鳥が死亡しているとの通報があった場合には、高病原性鳥インフルエンザの感染の有無を確認するため、死亡野鳥の神奈川県への搬送を行います。また、愛がん鳥の死亡、衰弱等により、高病原性鳥インフルエンザが疑われる場合、簡易検査の実施及び確定検査（遺伝子検査）用試料を採取します。

資料
(わんわんレポート)

わんわんしपोर्ट

令和3年4・5月号 No.397



かわさき
アニマル
川崎市動物愛護センター ANIMAL MALL
川崎市中原区上平間 1700番地8
電話 044-589-7137



Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

～令和3年4月1日付けで動物愛護センター職員の異動がありました～

☆お世話になりました
業務係長（獣医師）関本 容子 担当（獣医師）飯島 純一 担当（獣医師）和仁 睦
☆よろしく願います
業務係長（獣医師）佐藤 吉記 担当（獣医師）上原 健 担当（獣医師）遠藤 裕也

～生活衛生課及び各区役所衛生課の動物行政担当者について～

☆一部異動がありましたので、改めて紹介します。
健康福祉局保健所生活衛生課
川崎区役所地域まもり支援センター衛生課 係長 佐野 孝祐 担当 土井 啓誠
幸区役所地域まもり支援センター衛生課 係長 江口 麻樹 担当 兵頭 彩音
中原区役所地域まもり支援センター衛生課 係長 関本 容子 担当 岡本 修太
高津区役所地域まもり支援センター衛生課 係長 鳥羽山 明美 担当 望村 亜希子
宮前区役所地域まもり支援センター衛生課 係長 仲林 陽子 担当 木戸 明佳
多摩区役所地域まもり支援センター衛生課 係長 大塚 昇 担当 松田 紫恵
麻生区役所地域まもり支援センター衛生課 係長 片岡 雅美 担当 飯高 順子
担当 衣里子 不定

犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です。

◆犬の登録について
生後90日を過ぎたら、生涯1回の登録が必要で、お住まいの区の地域まもり支援センター衛生課で登録の申請をしてください（手数料3,000円）。登録後、犬鑑札が交付されます。引越した場合は、移転先の市区町村窓口への届け出が必要となります。

◆狂犬病予防注射について
飼い犬には、年に一度、狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。注射後、お住まいの区の地域まもり支援センター衛生課にて注射済票の交付を申請してください（手数料550円）。
※市内狂犬病予防注射済票交付動物病院で狂犬病予防注射を受けた場合は、その場で注射済票が即時交付されます。（登録も併せてできます）



★犬鑑札及び注射済票の犬への装着は義務です！

飼い犬が迷子になったり、思わぬ災害で離れなければならない場合にも、飼い主の方の氏名、住所、連絡先を調べることができます。大切な飼い犬を守るためにも、犬鑑札及び注射済票を必ず犬に装着してください。

～ペットにかかるお金について考えよう～

4月になり、環境が変化し、動物を飼い始めようかなと考えている方も多いのではないですか。ペットを飼うにあたり、必ず考慮しなければならない問題、それは「お金」です。「ペットを飼うにはお金がかかる！」と認識している方は多いと思いますが、実際にどのくらいの費用がかかるのか、具体的な金額をご存知の方は少ないのではないのでしょうか。

当センターでは、経済的な理由で、ペットを手放したいという相談を受けることがあります。「まさか、こんなにお金がかかるなんて！これ以上飼えない。」「ペットの急な入院で高額な医療費がかかってしまって、自身の老後の貯金がなくなりました。」など悲しい結果にならないよう、ペットを飼い始める前やペットのシニア期を迎える前にしっかりと確認しておきましょう。

ペット(犬・猫)にかかる年間支出額

種類	大きさ	総額(円)	治療費(円) ※1	フード代(円)	年齢(歳)
犬	小型犬	320,250	64,628	42,925	5.3
	中型犬	383,273	79,722	87,114	5.6
	大型犬	479,020	54,943	138,977	4.9
猫		164,835	31,848	42,925	4.9



出典：「ペットにかかる年間支出額調査2020」アニコム損害保険株式会社 2021.3.23 ニュースリリース
(集計対象：アニコム損保の保険契約者 3000名以上から得られた回答)
URL https://www.anicom-sompo.co.jp/news/2020/news_0210323.html

※1 ワクチンなどの予防薬の費用は、治療費には含まれていません。

これはあくまで平均額ですので、実際にはこれより高額な費用がかかる場合もあります。

例えば…



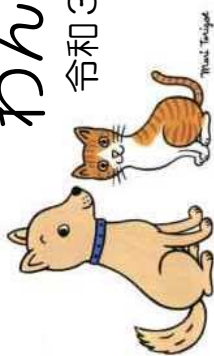
ペットを飼っていると、いつどんなタイミングで高額な費用が必要になるかわかりません！

ひとたびペットを飼い始めたら、その生活は20年近く続く可能性があります。飼い主の人生においてお金がたくさん必要なとき、ペットにお金をかける必要があるとき、それらはもしかしら同時訪れるかも知れません。「いつ、どんなときでも」「どんなことが起こっても」自分のペットを責任をもって飼い続けることができるように、起こりうるさまざまな事態を想定しておくことが大切です。

そして、これからペットを飼おうと考えている方へ。ペットとの生活は、楽しいことだけでなく大変な面もたくさんあります。お金、時間、体力、気持ちの余裕など…ちょっとした不安がある場合には、「今は飼わない」というのも責任ある選択肢の一つです。

わんわんしपोर्ट

令和3年6・7月号 No.398



Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき
川崎市中原区上平間 1700番地8
電話 044-589-7137



ANIMAMALL かわさき サマースクールを開催します

ANIMAMALL かわさきでは、小学生を対象とした夏休みイベントを企画しています

2～3年生向け

★開催日時

第1回	令和3年8月11日 (水)	13時30分～15時30分
第2回	令和3年8月12日 (木)	9時30分～11時30分
第3回	令和3年8月18日 (水)	9時30分～11時30分
第4回	令和3年8月19日 (木)	13時30分～15時30分

(各回とも同じ内容)

★対象

川崎市内在住・在学の小学校2・3年生

★定員

各回4組 1組3名程度まで
(保護者の同伴は必須ではありません)

★内容

『ANIMAMALL かわさきの猫を観察してみよう! どんな気持ちかな?』

動物にも気持ちがあることを知り、動物の気持ちを観察・想像する活動を通じて動物愛護の気持ちを育もう。



館内を見学して動物たちのお世話しているエリアを見たり、実際の動物を観察して、動物たちの新しい飼い主さん探しのためのプロフィールづくりをしますよ!

4～6年生向け

★開催日時

第1回	令和3年8月11日 (水)	9時30分～11時30分
第2回	令和3年8月12日 (木)	13時30分～15時30分
第3回	令和3年8月18日 (水)	13時30分～15時30分
第4回	令和3年8月19日 (木)	9時30分～11時30分

(各回とも同じ内容)

★対象

川崎市内在住・在学の小学校4・5・6年生

★定員

各回4組 1組3名程度まで
(保護者の同伴は必須ではありません)

★内容

『ANIMAMALL かわさき子猫がやってきた! 命を守るために』

子猫の収容の流れを動画で学ぶなどの活動を通じて命を守る仕事について知り、適正飼養に関する知識を学ぼう。

◎開催場所: 川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき (中原区上平間 1700番地8)
◎申込み: 7月15日 (水) 8時30分から電話 (044-589-7137) にて先着順

毛がない動物・・・見かけたことありませんか?



写真提供: 大牟田市環境部環境保全課

「毛が生えていない動物が外を歩いているのですが…」というご相談がよくあります。実はこれ、毛が抜けてしまったタヌキです。このタヌキは「疥癬 (かいせん) 症」という皮膚病によって、毛が抜けてしまっているのです。

◇疥癬 (かいせん) 症とは?

- ・ヒゼンダニというダニによっておこる皮膚病です。
- ・ヒゼンダニは動物の皮膚に住み着く小さなダニで、基本的にはそれぞれの動物に特異的ですが、まれに人に感染する場合もあります。
- ・疥癬症に感染したタヌキは毛が抜け落ち、象のような皮膚になり、衰弱して死亡します。
- ・感染した動物との接触や、感染した動物と行動圏が重なることで、病気に感染・発症します。

◇お近くで野生動物を見かけたら...

野生動物との関わり方についての考え方は、『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律』に基づいています。この法律では、その目的の中に生態系の保護があり、また、生物多様性の確保の観点から、生息数の水準を維持することが掲げられています。

目の前で動物が弱っている、「かわいそう」「どうにかして保護したい」と思う方もいらっしゃるかもしれませんが、みだりに人間が手を加えてしまうと、自然界が本来持っている調整機能が乱れ、生態系のバランスを崩してしまうおそれがあることから、野生動物に関しては、自然の摂理に委ねることを基本としています。

したがって、疥癬症のタヌキなど負傷した野生動物を見かけても、そっと見守ってあげてください。また野生動物は、疥癬症に限らずさまざまなものに感染している可能性がありますので、むやみに近づくことは避けましょう。

野生動物が負傷したり病気がかかっている場合、基本的に人間が手出しすることなく、自然の摂理に委ねますが、保護する場合は、夢見ヶ崎動物公園へ持込んでいただくことになります。ただし、受入れは、動物の種類、大きさ、けがなどの状態を確認し、保護が必要と判断される場合になりますので、あらかじめ動物公園にご相談ください。
※アラライグマ等の外来生物、カラス、ドバト、ミドリガメ (ミシシッピアカミミガメ) 等の受入れはしていません。



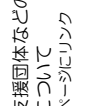
夢見ヶ崎動物公園 管理事務所
電話 044-588-4030 (開園時間: 9:00～16:00)

新型コロナウイルス感染症関連情報

ペットを飼っている方、
ペット関連事業者の方へ
環境省のページにリンク

預かり支援団体などの
連絡先について
環境省のページにリンク

動物を飼養する方向け
Q&A
厚生労働省のページにリンク



わんわんしपोर्ट

令和3年8・9月号 No.399



9月20日から26日は動物愛護週間です！

川崎市動物愛護センター ANIMAL かわさき
川崎市中原区上平間 1700番地 8
電話 044-589-7137

Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

気づいたらペットが逃げてしまっていた！ そうなる前に万全な対策を！

動物愛護センターでは、毎日のようにペットが逃げ出してしまうという電話が入ります。特に、夏は雷や花火などの大きな音にびっくりして、急にペットが飛び出してしまうケースや夜中に寝苦しくて窓を開けたら、自分で網戸をこじ開けて出て行ってしまったというケースが多いようです。大切なペットが迷子にならないよう、日頃から万全な対策をしておきましょう。



玄関と動物の生活スペースが近い場合は、二重扉を設置しましょう。迷子になる場合は、動物の身体能力を考慮して、高さのあるものを選びましょう。



万が一、迷子になってしまった場合でもお家に帰ることができるよう、日頃から迷子札を装着しましょう。犬の場合は、鑑札と狂犬病予防注射の注射済票の装着が法律で義務付けられています。



首輪やハーネスの大きさは、合っていますか？リードの強度は十分でしょうか。お散歩中に首輪やリードの破損による迷子のケースもよくあります。動物愛護センターでは二重リードでお散歩をしています。

イベントに関するお知らせ

動物愛護フェアかわさき2021 中止します

令和3年9月23日（木・祝）に開催を予定していた「動物愛護フェアかわさき2021」ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、来場者等の安全・安心の確保や、「3つの密」を避けることが困難であること等から、動物愛護フェアかわさき2021実行委員会において、開催中止を決定しました。

動物慰霊祭

例年、殺処分又は死亡した動物、及び健康安全研究所において試験検査のために用いられた動物の慰霊を目的として執り行っています。今年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮して、センター関係職員のみで開催する予定です。

御参加を検討いただいていた皆様には御迷惑をおかけすることとなり大変申し訳ございません。



～みなさまのあたたかいご支援に感謝いたします～

いつも動物愛護センターを応援してくださるみなさまへ
たくさんのご寄附をいただき、ありがとうございます。毎日、届けられる品々を前に、身が引き締まる思いです。



多いときは、100頭以上の収容がある子猫。みなさまのおかげで、元気に成長し、新しい飼い主さんへと命をつなぐことができます。いただいたミルクや離乳食は、ミルクボランティアさんの支援にもなっています。



子猫と違って、なかなか職員に心を開いてくれないおとなにゃんこたち。急な環境の変化で、ご飯を食べない猫もいます。みなさまからいただいたおいしいフードが、おとなにゃんこたちの緊張をときほぐすきっかけになっています。



ペットシートは、動物愛護センターに収容されている動物たちのほとんどのお部屋で使われています。また手術やけがの消毒の際にも使用するなど、様々な場面で役立っています。



物品や金銭のご寄附だけでなく、たくさんのお手紙もいただいています。みなさまのあたたかいメッセージは動物も職員も大きな励みになっています。

寄附受納状況		
年度	物品	
令和3年度（4月～7月）	278件	
令和2年度	506件	

※物品のほか、金銭でもたくさんのご支援をいただいています。

これからも、みなさまのお気持ちにに応えられるよう、動物たちと真摯に向き合い、頑張ります。引き続き、応援よろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルス感染症関連情報

ペットを飼っている方、
ペット関連事業者の方へ
環境省のページにリンク

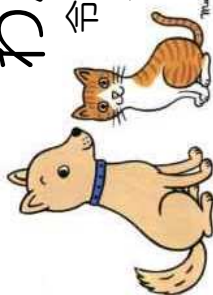
預かり支援団体などの
連絡先について
環境省のページにリンク

動物を飼養する方向け
Q&A
厚生労働省のページにリンク



わんわんしपोर्ट

令和3年10・11月号 No.400



おかげさまで、わんわんしपोर्ट
400号に突入！！



川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき
川崎市中原区上平間1700番地8
電話 044-589-7137

Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

8月17日、ついにトニーが譲渡されました！！

平成30年に収容されたMix犬のトニーが譲渡されました。トニーは、人のことが好きで散歩も大好きですが、一方で繊細な一面もあり、譲渡に至るまでには様々な努力がありました。

今年4月、「トニーの飼い主になりたい」と今の飼い主さんからお声がけがあり、そこから約2か月半、毎週のようにセンターに足を運びだして、ポランティアのドッグトレーナーさんに見守っていただきながら、おやつをあげたり、一緒に散歩に行ったり、トニーのペースに合わせて少しずつお見合いを重ねました。7月かよいよいよトライアル（飼い主さんのおうちでお泊り）が開始。トニーの様子について飼い主さんと日記のやり取りをし、行動学専門獣医師のアドバイスもいただきながら、様々な問題をクリアしました。そして8月17日、初めてのお見合いから約4か月、ついにトニーが新しい飼い主さんのもとに譲渡されました！

現在、センターに収容されている犬は、緊張しやすい性格や吠え癖のため、一般のご家庭で飼うことが難しい子が多く、すぐには飼い主さんが決まりづらいのが現状です。しかし日々センターの動物たちのことを気にかけてくださる方々、動物たちの性質を理解し、温かく見守ってくださる希望者様のおかげで、少しずつ譲渡に向けて前進しています。また、大たちも新しい飼い主さんと一緒に生活するために、自分たちのペースで頑張っています。

これからもどうぞ応援よろしく願います。

温かく見守ってくださる飼い主さん募集中！



シロ

ラルフ

のびた

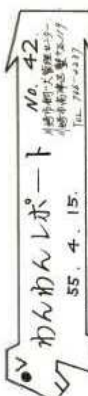
こんた

信忠

飼い主さんとおかけを願っています

※譲渡には条件があります。詳しくは、動物愛護センターにお電話でお問い合わせください。

～わんしポで振り返る川崎市の動物愛護の歩み～



わんわんしपोर्ट No. 42
55・4・15
（掲載日の後42日）

掲載日の後42日

近年、動物の愛護は行政だけでなく、セリやペットショップ、動物の里親など、様々な関係者が協力して、動物の福祉を向上させる努力がなされています。また、動物の愛護に関する法律も改正され、動物の福祉を向上させる努力がなされています。また、動物の愛護に関する法律も改正され、動物の福祉を向上させる努力がなされています。



わんわんしपोर्ट No. 276
平成17年10月号
（掲載日の後276日）

掲載日の後276日

ふれあい犬「おかちゃん」が引退しました。
おかちゃんとは、平成17年に川崎市動物愛護センターで生まれた、オーストラリアンシェパード犬のメス犬です。現在は、川崎市動物愛護センターで暮らしています。

わんわんしपोर्टは、今回で400号を迎えました。わんわんしपोर्टの歴史はとて長く、旧センターが「飼い犬管理センター」として開設された時代、昭和50年から続いています。当時は、すべて手書きで作成していました。わんわんしपोर्टのバックナンバーでは、さまざまな時代の動物愛護について知ることができます。

発行をスタートしたころから本紙では動物の終生飼養について訴えています。当時の状況は現在よりもかなりひどく、多くの動物たちが捨てられて、野良化している状況だったようです。文面には、無責任な飼い主に対してこみ上げる職員への怒りが現れています。

また、長い歴史の中では、飼い主とペットの関係性だけではなく、センターと動物たちとの関わり方も変化しました。その1つが「ふれあい犬」の廃止です。以前は、動物愛護教室のたびに「ふれあい犬」を学校に連れて行っていました。動物たちのストレスを考え、現在では、生体を使った動物介在教育というものは行いません。代わりに、「いのち・MIRA」教室として、収容動物の写真を使用して動物の気持ちについて考えたり、実際に動物と触れ合ったり、張り子の動物を使ったりして、いのちについて考える教育を行っています。

法律の改正や世の中の動物愛護の気風が高まったことにより、動物を取り巻く環境は少しずつ改善されていますが、まだまだ解決されない問題も多くあります。現状に満足することなく、一人一人がそれぞれの立場で、動物たちのためにできることを行い、よりよいまちをつくりましょう。

動物慰霊祭のご報告

9月21日（火）、動物愛護センター内のNITTOKU適正飼育啓発室において、動物慰霊祭を開催しました。今年も昨年と同様に、新型コロナウイルス感染症対策のため動物愛護センター関係職員のみで式典を行いました。令和2年度に、動物愛護センター及び川崎市健康安全研究所で命を終えたこととなった動物種及びその数の報告を行い、所長から式辞が読み上げられ、参列者代表による献花が行われた後、全員で黙とうを捧げ、しめやかに式典を終えました。

亡くなった動物たちへの思いを決して忘れることなく、今後も動物たちのために日々の業務を誠心誠意行なってまいりたいと思います。



新型コロナウイルス感染症関連情報

ペットを飼っている方、
ペット関連事業者の方へ
環境省のページにリンク

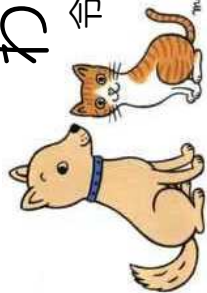
預かり支援団体などの
連絡先について
環境省のページにリンク

動物を飼養する方向け
Q&A
厚生労働省のページにリンク



わんわんしポート

令和3年12・1月号 No.401



川崎市動物愛護センター ANIMAL MALL
かわさき
川崎市中原区上平間 1700番地8
電話 044-589-7137

Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.

ちよとアケいさんの

おとな猫・子猫の飼い主さん募集!!!

おかげさまで、子猫たちの譲渡が進み、多くの子が温かいおうちでお正月を迎えることができそうです。一方で、高齢の猫や健康上の配慮が必要な子猫（足が不自由、おトイレがうまくできないなど）は、なかなか飼い主さんとのご縁がありません。

高齢の猫や健康上の配慮が必要な猫を家族として迎えするのは、覚悟が必要なことです。どうか、この子たちもどこかの誰かにとっての「かけがえのない1頭」になりますように！
彼らの性質を理解し、温かく見守ってくださる飼い主さんを募集しています。

えん坊で、抱っこするとゴロゴロと喉を鳴らしながら人の手や首筋をなめます。
寂しがり屋なので、ケージの中に戻されそうになると、慌ててしがみついたり吠えます。

※後肢マヒの状態で収容され、はじめは後肢を引きずっていました。
治療やリハビリによりある程度改善しましたが、ふらつきや失禁などの後遺症があります。歩くときふらつきがあり、上下運動が難しいかもしれません。
歩いたり走ったりはできません。

僕のことを理解して、たくさん愛情を注いでくれる飼い主さんを募集中！ こっぺより



こっぺ

第12期かわさき犬・猫愛護ボランティアの活動を開始しました！

かわさき犬・猫愛護ボランティアは、2年ごとに登録を行っているボランティアです。
令和3年11月から、第11期から継続された68名に、新たに99名の方が加わり、総勢167名で第12期かわさき犬・猫愛護ボランティアの活動を開始しました。多くの皆さまにご登録いただきありがとうございます。

第11期に引き続き、第12期の活動期間においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、センターでの研修や会議の開催については見通しが立たない状況です。ボランティアの皆さまには、それぞれの地域で、犬・猫等の適正飼養に関する普及啓発や、災害時における、川崎市が行う犬・猫等の動物の避難、保護に係る協力等をお願いいたします。



川崎の町なかにサルが出没！サルと出会ってしまったら…？

11月初旬、川崎市内や東京都内で野生のサルが目撃され、大騒ぎになりました。
冬になると、野生のサルが山から人里におりてくる場合があります。
サルを見かけたときは、目を見つめると、威嚇や攻撃をしてくる可能性があるため、無視して立ち去りましょう。大きな声や声を出したりせず、そっとしておくことが大切です。
また、家に侵入されないように、窓の開けっ放しに注意しましょう。

目撃した場合は、警察や区役所衛生課、動物愛護センターまで情報提供をお願いします。

(区役所の連絡先は裏面にあります。)

猫の不妊及び去勢手術補助の申請についての御案内

猫の適正飼養を推進するために、川崎市では、猫の不妊去勢手術費用の一部補助を実施しています。
申請期間を2期に分けて実施しており、第2期は令和4年1月4日（火）から**先着順**に受付を開始します。
補助の対象は、令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）に協力動物病院指定獣医師のもとで実施した手術です。申請に関するお問合せは、**お住まいの区の区役所衛生課**までお願いします。

なお、今年度は**第1期で既に多くの申請をいただいているため、受付終了が早い**ことが見込まれます。
申請予定の方は、**お早め**に御申請いただきますようお願いいたします。

◇ 申請期間 令和4年1月4日（火）～令和4年3月31日（木）

◇ 対象 ・市内において飼養管理されている猫の飼い主の方

・市内において所有者の判明しない猫を責任をもって世話をしている方

◇ 手術時期 令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

◇ 補助額 メス1頭 3,000円 オス1頭 2,000円

※ 1世帯3頭まで。補助金交付予定額が予算額に達した時点で締め切ります。

◇ 申請及び問合せ先 各区役所地域まもり支援センター衛生課

川崎区役所衛生課	201-3222
幸区役所衛生課	556-6681
中原区役所衛生課	744-3271
高津区役所衛生課	861-3322
宮前区役所衛生課	856-3270
多摩区役所衛生課	935-3306
麻生区役所衛生課	965-5164



↑申請書類は、こちらからもダウンロードできます。

～野良猫の不妊去勢手術の実施は、春が来る前に！～

猫は季節性多発情動物で、光の周期（日の長さ）によって、発情周期が支配されています。日本などの北半球では2月（早いと1月）から9月にかけて、発情が始まります。猫の妊娠期間は、約2か月なので、出産は4月から11月にかけてみられます。

不妊去勢手術は、1年を通して行うことができますが、繁殖シーズンにさしかかると、妊娠中の猫の手術を行うことになります。

妊娠猫の中絶手術は、猫の体に負担がかかるだけでなく、地域猫活動をするボランティアさんや手術を行う獣医師にとっても精神的なショックが大きいです。

不妊去勢手術を実施する場合は、できる限り、冬のうちにに行いましょう。



新型コロナウイルス感染症関連情報

ペットを飼っている方、
ペット関連事業者の方へ
環境省のページにリンク



頻りに支援団体などの
連絡先について
環境省のページにリンク

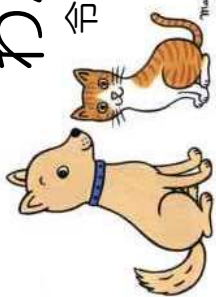


動物を飼養する方向け
Q&A
厚生労働省のページにリンク



わんわんしपोर्ट

令和4年2・3月号 No.402



Copyright (C) 2010 Mari Torigoe.



川崎市動物愛護センター ANIMAMALL かわさき
川崎市中原区上平間 1700番地8
電話 044-589-7137



おとな猫の飼い主さん募集しています！！

昨年末、成猫の収容（外で負傷していた野良猫・飼い主さんからの引取り）が相次ぎ、例年と比較し、多くの数の成猫たちがセンターにいます。子猫の譲渡シーズン（6月～12月）には、やや影が薄くなってしまうおとな猫たちですが、年齢とともに遊びの欲求が落ち着き、得意なこと、苦手なことがわかっていくことから、「この子を迎えたら、こんなふうな生活になりそうだな～」とイメージが湧きやすいのが、彼らの一番の魅力です。

それぞれの性質を理解して、気持ちに優しく寄り添ってくださる飼い主さんをお待ちしています！

※譲渡相談・猫とお見合いは完全予約制です。また、譲渡には条件があります。

当センターホームページを御確認の上、まずはお電話にてお問合せください。

（ホームページへのアクセスは右上のQRコードから！）



センター公式Twitterアカウント開設1周年＆フォロー2000人突破！

昨年1月に開設したセンター公式Twitterアカウント (@kawasaki_catdog) が開設1周年を迎え、フォロワー数も2000人を突破しました！

Twitterでは、譲渡対象動物の魅力をお伝えしたり、適正飼養に関する普及啓発を行ったりしています。今後も、動物たちの情報をたくさんつぶやいてまいりますので、またフォローがお済みでない方は、ぜひ右のQRコードからチェックしてみてください！また、いいね！やリツイート、コメントでの応援もお待ちしています。



子猫の保護に悩んだら触る前にご相談を！

猫は、1回の出産で4～6匹の子猫を産みます。母猫は、子猫が生後2～3日をすぎると、すみかの引っ越しを行う習性があります。これは、外敵に気づかれやすい汚れたすみかから安全な場所に移動するためです。

引っ越しのとき、母猫は、子猫を1匹ずつくわえて運ぶので、他の子猫から一時的に離れることがあります。このとき人間が子猫を保護すると、母猫から引き離すことになってしまいます。離乳する前の子猫のお世話は大変難しく、安易に母猫と子猫を引き離すと、子猫の命を危うくする可能性もあります。母猫が戻ってきてても、子猫に人間のにおいがついていて、子猫育てをやめてしまう場合もあります。本当に保護が必要な場合と、母猫が帰ってくる可能性がある場合の見極めが重要です。

保護すべきか迷ったら、子猫に触れる前に動物愛護センターが発見場所の区の区役所衛生課にご相談ください。

動物愛護センター	589-7137
川崎区役所衛生課	201-3222
幸区役所衛生課	556-6681
中原区役所衛生課	744-3271
高津区役所衛生課	861-3322
宮前区役所衛生課	856-3270
多摩区役所衛生課	935-3306
麻生区役所衛生課	965-5164

子猫が外で寒そうにしている場合は、おうちの中に入れてあげる前に、すぐに動物愛護センターや区役所の衛生課に相談してください



平間小学校でSDGsフェスに参加しました！

1月22日、市立平間小学校主催の平間SDGsフェスにおいて「いのち・MIRA!教室」の出前授業を実施しました。同校は、SDGsに対し、積極的に取り組まれており、令和2年度には「第4回ジャパンSDGsアワード特別賞」を受賞しています。また、センターが学校の近所にあるので、寄り道の間として児童が遊びに来ることもあり、日頃から動物たちに関心を寄せてくれています。今回の授業では、2年生を対象とし、クイズ形式でANIMAMALLかわさきの獣医師の仕事や動物のボディランゲージなどを学びました。また、仕事の流れをとおし、動物の気持ちを読み取り方についてや職員のやりがいなどについてお話ししました。

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)

は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。



今回の授業では、SDGsの17の目標のうち、特に
⑧働きがいも経済成長も（職員のやりがいについて）
⑪パートナーシップで目標を達成しよう（協力）
にスポットをあてて、授業を行いました。

新型コロナウイルス感染症関連情報

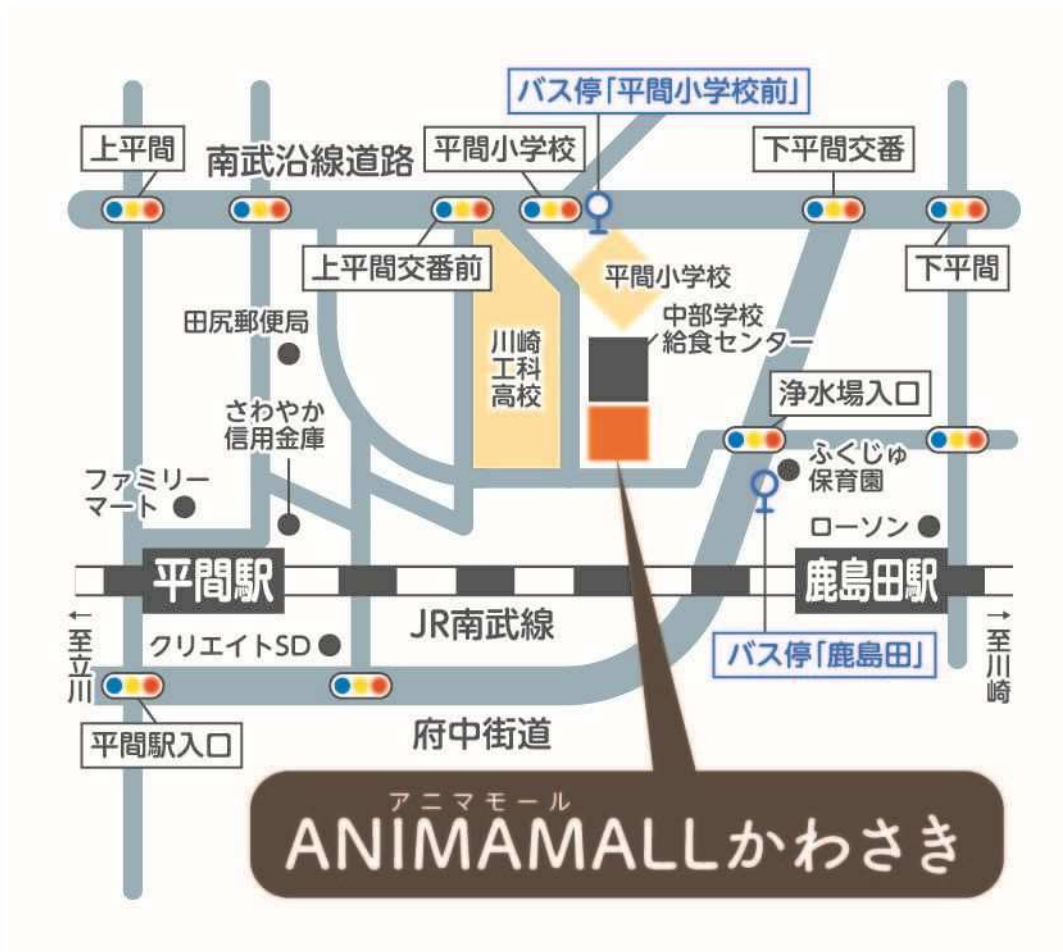
ペットを飼っている方、
ペット関連事業者の方へ
環境省のページにリンク

預かり支援団体などの
連絡先について
環境省のページにリンク

動物を飼養する方向け
Q&A
厚生労働省のページにリンク



案内図



〒211-0013

川崎市中原区上平間1700番地8

JR 南武線 平間駅から徒歩7分

JR 南武線 鹿島田駅から徒歩11分

川崎市バス 平間小学校前バス停から徒歩4分

東急バス 鹿島田バス停から徒歩6分

編集発行

川崎市動物愛護センター

川崎市中原区上平間 1700 番地8

電話 044(589) 7137

FAX 044(589) 7138

発行 令和5年2月